

様式第八号(第十七条関係)

表

従業者証明書	
従業者証明書番号	
(年 月 日生)	
従業者氏名	
業務に従事する	
事務所の名称	
及び所在地	
この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。	
証明書有効期間	年 月 日から
(年 月撮影)	年 月 日まで
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
	岐阜県 知事
商号又は名称	
主たる事務所の所在地	
代表者氏名	

8.547cm以上 8.572cm以下

5.3942cm以上 5.403cm以下

裏

備 考
宅地建物取引業法抜すい 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。